

令和3年度第2回室蘭市総合教育会議

会議録

令和3年度第2回室蘭市総合教育会議 会議録

1 日 時

令和3年11月24日（水）

開会 午後3時00分 閉会 午後3時15分

2 場 所

室蘭市役所2階3号会議室

3 次 第

1. 議 題

(1) いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備について

4 出席者

青山市長 國枝教育長 奈良委員 前田委員 稲川委員 定廣委員

伊藤教育部長 西館教育部次長 高田教育指導参事

齋藤総務部総務課長 坂口教育部総務課長 山口学校教育課長

河内指導主事 佐々木生涯学習課主幹 佐藤生涯学習課主幹

伏見図書館長 本野学校給食センター所長

伊藤教育部長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第2回室蘭市総合教育会議を開会いたします。総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長により設置される会議でございます。市長と教育委員会が意見交換する機会を設けることで、十分な意思疎通を図り、教育施策の方向性を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的としています。

それでは、お手元の次第に従いまして、本日の協議事項に入ります。ここからは、議長を市長に務めていただきます。よろしくお願いいたします。

青山市長

皆さま、お疲れ様です。本日は悪天候の中、第2回総合教育会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の協議事項は、「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備」についての1つの協議事項となっております。

皆さま、それぞれのご専門から卓越したご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備」について、事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

それでは、協議事項についてご説明申し上げます。今回の協議事項「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備」につきましては、前回の8月25日の令和3年度第1回総合教育会議におきまして、法に基づく組織、道内他都市の状況等、さらに、室蘭市の組織体制整備の方針について、ご説明したところでございます。いじめ問題につきましては、全国的に、いじめによる「重大事態」の発生が増加傾向にあるほか、道内でも旭川市や登別市でいじめによる重大事態が発生するなど、いじめ防止対策の強化が求められており、また、万が一の場合には、原因調査、把握、再発防止に向けた迅速な対応が必要となることから、いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備を進めるものでございます。

それでは、協議事項資料1をご覧ください。はじめに、

(1)いじめ防止対策推進法に基づく組織についてでございます。法に基づく組織といたしましては、「いじめ防止対策」の組織として①と②、重大事態発生時の調査組織として③と④、計4つの組織があります。それぞれの組織の具体については、資料2をご覧ください。前回、この4つの組織について説明をさせていただきましたが、改めて簡単にご説明させていただきます。

いじめ防止対策の組織である、①の「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図るための組織で、学校、室蘭市教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関で構成されるものであり、実務ではなく情報共有のための組織でございます。

もう1つのいじめ防止対策の組織である、②の「教育委員会の附属機関」は、教育委員会と、いじめ防止対策連絡協議会との円滑な連携のもと、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするための組織です。

重大事態発生時の調査組織である、③の「学校又は学校設置者の置く調査組織」は、いじめによる児童生徒の生命、心身、財産の被害、不登校等の重大事態が発生した際に、事実関係を明確にするための調査を行うもので、重大事態発生時には必置の機関です。なお、こちらの③は②の「教育委員会の付属機関」と兼ねている自治体が多くあります。

もう1つの重大事態発生時の調査組織である、④の「地方公共団体の長の附属機関」は、③の調査組織から調査報告を受けた首長が、さらに調査が必要と判断した場合に設置する機関です。

資料1に戻っていただき、前回のご説明と重複するところはございますが、「(2)組織体制整備の方向性」について、より具体的にご説明させていただきます。先ほどご説明いたしました法に基づいた4つの組織について、本市では、他自治体でも見られるように、(1)の②と③を1つにまとめ、3つの組織として、設置しようと考えております。

1つ目の組織、「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」についてご説明いたします。先ほどの(1)の①

「いじめ問題対策連絡協議会」については、国のいじめ防止対策推進法にその構成員が、児童相談所、警察などがありますが、それは本市において、昭和35年に設置されている「青少年問題協議会」の構成員が類似しているため、両者を兼ねる形で「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」として運営できるよう、名称、組織を改編する方向で検討しております。

次に、(2)の②、2つ目の組織、「いじめ防止対策審議会」につきましては、先ほどの(1)の②と③、2つの機能を1つの組織として設置する方向で検討しており、具体的には、弁護士や医師などで構成される委員が、平常時には(1)の②の組織として本市のいじめ対策について審議しますが、重大事態発生時には(1)の③の調査をする組織となるような設置の仕方となります。

次に、3つ目の組織、「いじめ調査委員会」につきましては、(1)の④の機関として、重大事態の調査報告を受けた市長が、さらに専門的な調査が必要と判断したときに設置する調査組織で、非常設の組織として設置する方向で検討しております。

次に、全体の組織イメージについては、資料3をご覧ください。1の「いじめ防止対策」、2の「重大事態発生時」、この双方において、弁護士や医師から構成される②の「いじめ防止対策審議会」が関わっているというところがポイントとなります。1の「いじめ防止対策」では、いじめ防止基本方針、いじめ防止対策に関する事項について、②の「いじめ防止対策審議会」が審議し、①の「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」との連携、さらに、市内の関係機関の連携・情報共有を進め、学校と市教委が連携を強化し、いじめ防止対策を推進する組織体制としているものでございます。

2の「重大事態発生時」では、重大事態の発生について、学校、保護者等から報告、申立てを受けた市教委が、②の「いじめ防止対策審議会」に調査を依頼し、その重大事態の調査結果を市長に報告し、市長がさらに調査が必要と判断した場合には、③の「いじめ調査委員会」を立ち上げて、調査を依頼し、その結果を議会に報告する、

という組織体制としているものでございます。

次に、条例整備の素案につきましては、資料4をご覧ください。はじめの「1（仮称）室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例（素案）の概要」につきましては、「いじめ防止対策審議会」と「いじめ調査委員会」の2つの組織を1つの条例として定めようとするものでございます。

内容につきましては、現時点での検討段階のものではございますが、1の設置根拠については、いじめ防止対策推進法の設置根拠規定を明記して、位置付けを明確にするものでございます。

2の「いじめ防止対策審議会」については、（1）では3つの所掌事項について、（2）では委員の定数、任期、構成について、また、選定に際し市内小中学校と利害関係のない者を選定するように努める規定を設けるものでございます。

（3）の会議につきましては、審議事項に利害関係を有する者は議事に参加できないほか、重大事態に関する調査審議の会議を非公開とし、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる規定を設けることを、また、（4）の聞き取り調査等につきましては、重大事態に関する調査審議に際して、事実関係の調査に必要な範囲において聞き取り調査等を行うこと、その際には、個人情報適正な取り扱い、誹謗中傷等の権利侵害が生じないよう配慮する規定を設けるものでございます。

次に、3の「いじめ調査委員会」については、（1）では、いじめ防止対策審議会の調査結果について、更なる調査が必要な場合の調査を所掌事項とし、（2）では、委員の定数、事案ごとに委嘱する非常設組織、構成について、また、調査事案と利害関係のある者が委員となれない規定を設けるものでございます。

（3）の会議、聞き取り調査等につきましては、いじめ防止対策審議会と同様の取扱いとすることについて、準用規定を設けるものでございます。

次に、4の「その他」につきましては、「いじめ防止対策審議会」と「いじめ調査委員会」の共通事項として、

委員の守秘義務、事務処理を行う庶務、委任の規定を設けるものでございます。

次の「Ⅱ（仮称）室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例（改正素案）の概要」につきましては、「いじめ問題対策連絡協議会」と「青少年問題協議会」の構成員が類似しているため、「青少年問題協議会」と兼ねる形で設置運営することとし、具体的には、「室蘭市青少年問題協議会条例」を「室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例」として改正し、「青少年問題協議会」を「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」として、名称、組織を改編する方向で検討しております。

次に、「Ⅲ施行期日」につきましては、いずれの条例も、令和4年7月1日を考えております。

最後に、資料1に戻っていただきまして、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。本日の総合教育会議での議論を受けまして、この後、12月議会の総務常任委員会で、組織体制整備の方向性を報告し、令和4年第1回市議会定例会に、新規制定条例、改正条例を提案、令和4年7月に組織立ち上げというスケジュールを考えております。

この後、本日ご説明した内容、スケジュールに変更があった場合につきましては、改めて総合教育会議において協議をしていただくことになると考えますが、概ね、組織体制整備の内容、スケジュールに変更がない場合につきましては、改めて総合教育会議は開催せずに、市長、教育委員会への個別の報告とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

青山市長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等はありませんか。

スケジュールのところで、令和4年の4月ではなく、7月としているのはどういった理由なのか。

坂口教育部総務課長

条例とは別に、いじめ防止基本方針という室蘭市の大きな方針の改定作業の準備がありまして、こちらの内容

については、これから新たにできる「いじめ防止対策審議会」にて議論いただく関係上、委員選定の作業もありますことから、4月1日に立ち上げ、すぐにその議論に入れないものですから、6月の議会終了後、立ち上げる形で考えております。

青山市長

ほかに、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、本日の協議事項を終了し、進行を事務局に返します。

伊藤教育部長

これもちまして、令和3年度第2回総合教育会議を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。